

報告事項シ

米子市立米子養護学校の廃止の認可について

米子市立米子養護学校の廃止の認可について、別紙のとおり報告します。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

## 米子市立米子養護学校の廃止の認可について

平成30年3月17日

特別支援教育課

米子市長から、平成30年2月13日付教総起第1233号-1により米子市立米子養護学校廃止認可申請書が提出され、平成30年2月28日付けで廃止を認可しました。

### 記

- 1 廃止する学校名 米子市立米子養護学校
- 2 廃止する理由 鳥取県西部地区における病弱をはじめとする特別支援教育体制の充実を図るために、平成30年4月1日付けで、米子市立米子養護学校を鳥取県に移管することについて、鳥取県と合意したことによる。
- 3 廃止の時期 平成30年3月31日

#### 【参考】学校教育法第4条

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。（中略）

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事